

1. 生徒心得（全日制課程）

1. 学 業

学業は生徒の本分である。日々の学業に全力を挙げることにより修学の目的は達せられ、よき社会人としての基礎が完成されるのである。

- 1 本校での学業とは教科，特別活動（ホームルーム，生徒会活動，学校行事）をいい，これらに積極的に参加しなければならない。
- 2 生徒は授業時，自習時を問わず真剣静粛に探究的態度で学習し，常に創意工夫に努めて，仕事を能率的に処理する態度を養うこと。
- 3 生徒は将来産業人としての使命と責任を自覚し，学業に努めると同時に常識を養い，豊かな人間性の向上を図ること。
- 4 生徒会活動についてはその趣旨を理解し，よい学校生活ができるよう努力しなければならない。
- 5 常に時間厳守を心がけ，集合，着席，教室移動等を迅速に行い，遅刻や欠席等のないように努めること。
- 6 学習成績は試験の成績，ノート点検，報告書の成績，学習態度ならびに出席状況により評価されるものであるから，常に努力しなければならない。
- 7 試験の際は特に次のことを守ること。
 - (1) 遅刻しないこと。
 - (2) 机上は必要なものだけとし，机内には何も入れない。不必要なものは指示された場所に整頓して置く。
 - (3) 相互の物品の貸借をしないこと。
 - (4) 不正行為または，不正行為と誤解されやすい挙動は決してしないこと。不正行為のあった場合は懲戒の対象となる。
 - (5) 答案は明確に書き，科名，学年，番号氏名の記載を忘れないこと。
 - (6) 終了の合図のあるまでは答案の提出を控え教室外に出ないこと。やむを得ず退室する際は答案を提出する。再入室後は着席し，予備の答案を受け取り試験終了まで解答する。
 - (7) 終了の合図のあった場合は直ちに答案を提出すること。
- 8 家庭では毎日規則正しく学習するよう心がけること。
- 9 教科書等を忘れたときは届け出るものとし，学業に不必要な物品は持参しないこと。
- 10 教科書等，その他自己所有物にはすべて氏名を明記しておくこと。

2. 学 級

学級は学校組織の重要な単位であるとともに学校生活いっさいの母体である。各自が自覚のもとに級友と助けあい，自治の精神を養い，校風発揚の堅実な基礎をつくらなければならない。

- 1 同じ学級の者は自主的に，学習教養の相互啓発，親睦等を心がけ，また生徒の本分から逸脱する者がある場合はお互いに忠告しあい，これを防止しなければならない。
- 2 学級のことは級友の意見によって自治的に処置していくことが望ましいが，いかなる場合にも学級担任の指導を受けることを忘れないこと。

- 3 学校の行事等に学級単位で参加するとき、または学級で有益な催しをしようとする場合には全員進んで協力すること。
- 4 学級に設けられた学級委員等の各委員は積極的に自己の責任を果たすことによって一層よい学級が形成されるから常に努力することが必要である。各委員の任務等については別に定めるところによる。
- 5 各学級には学級週番をおき、生徒は輪番でこれにあたることとする。学級週番の任務は別に定めるところによる。
- 6 清掃当番の際には次のことに留意して行うものとする。
 - (1) 清掃は全員で分担して行うものとする。
 - (2) 責任分担区域は指示されたところに従う。
 - (3) ごみ、廃物等は分別して所定の場所に置くこと。
 - (4) 大掃除には全員力を合わせて校内美化の徹底に努めること。
- 7 教室の備品および、掃除用具類は勝手に学級間で融通しないようにし、使用后必ず所定の場所に置くこと。
- 8 生徒は学校、家庭生活等における困難な問題については学級担任、生徒指導部、教育相談部に遠慮なく相談すること。

3. 服 装

清潔で品位のある服装は社会生活において、人に好ましい印象を与える。本校生徒は常に、清潔簡素を心がけ、高校生としてふさわしい服装を整えるよう努めなければならない。

1 男子

男子生徒は指定の制服を着用し、シャツにネクタイを身につけることを原則とする。また必要に応じてニットベストおよびセーターの着用も認める。夏季には指定の半袖シャツを着用してもよい。

(1) 髪の高さ

- ① 前は、眉にかからない。
- ② 横は、耳の上の髪が耳にかからない。
- ③ 後ろは、はえぎわより長くならない。

(2) 脱色、染色、そり込み、パーマおよびこれに類することは禁止する。

(3) びんは、みだりに長くしたり、短くしたりしない。

2 女子

女子生徒は指定の制服を着用し、シャツにネクタイを身につけることを原則とする。また必要に応じてニットベストおよびセーターの着用も認める。夏季には指定の半袖シャツおよびスカートを着用してもよい。

(1) 髪の高さは、前は眉、後ろは肩の線を越えない。後ろ髪がこれより長いときは、編むか結ぶかする。

(2) 染色、脱色、眉ぞり、パーマおよびこれに類することは禁止する。

(3) 髪を結ぶひもは、幅 1 cm 以内で、黒か濃紺、茶色など華美でないものにする。

(4) ヘアピンは、目立たないものを用いる。

3 男女共通

(1) 防寒具

防寒着の着用は原則禁止とする。ただし、理由がある場合は、前日または当日の始業時刻までに学級担任に申し出て許可を受ける。また、通学時に着用するマフラー、手袋は期間を定めて許可する。ただし、色とデザインについては華美でないものに限る。

(2) 靴下

靴下の色は、白、黒、紺等地味な色とする。

(3) 靴

男女とも黒短靴または白を基調とした運動靴とする。

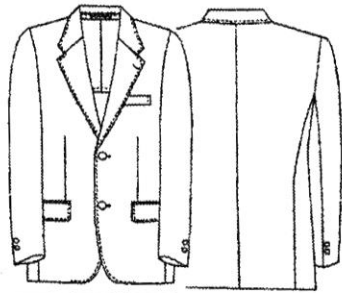
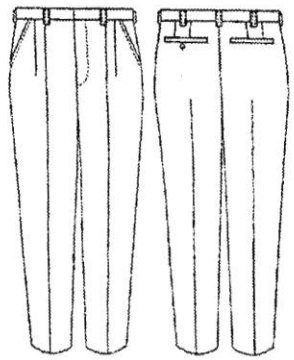
(4) ベルト

ベルトは黒、茶、紺等地味な色のものとし、装飾具等のないものとする。

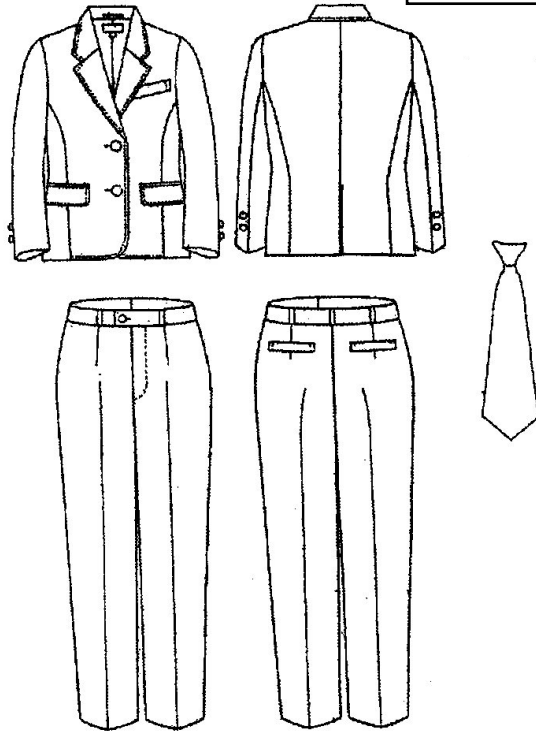
(5) 頭髮

頭髮はよく整髪し常に清潔を保ち、品位を失わないようにすること。

4 病気その他やむを得ない事情のため、規定の服装で通学できない場合は、前日または当日の始業時刻までに学級担任に異装の許可を受けておくこと。

男子制服		ブレザー
		色（濃紺） 箱ポケット フラップポケット オリジナル釦2コ オリジナル釦袖2コ センターベント
		スラックス 冬用・夏用 色柄（濃紺チェック） 2タック 裾……シングル
		ネクタイ ワンタッチ ストライプ（紺×白×ブルー）
		シャツ 色（サックス） ポケットワンポイント刺繍 氏名片布
		半袖シャツ 色（サックス） ポケットワンポイント刺繍 氏名片布
		セーター・ベスト 色（紺） ワンポイント刺繍

女子制服



ブレザー

色（濃紺）
箱ポケット
フラップポケット
オリジナル釦 2 コ
オリジナル釦袖 2 コ
センターベント

スラックス 冬用・夏用

色柄（濃紺チェック）
ダーツ仕様
裾……シングル

ネクタイ

ワンタッチ
ストライプ（紺×白×ブルー）

シャツ

色（サックス）
ポケットワンポイント刺繍
氏名片布

半袖シャツ

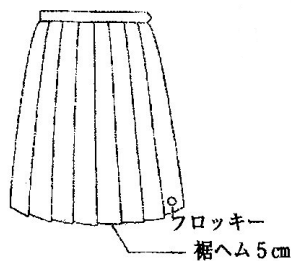
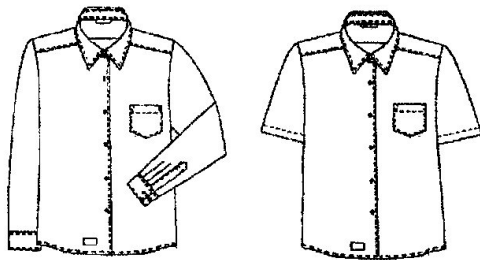
色（サックス）
ポケットワンポイント刺繍
氏名片布

セーター・ベスト

色（紺）
ワンポイント刺繍

スカート （夏季）

色柄（濃紺チェック）
16本車ひだ
スカート丈……膝が隠れる程度



男女共通

防寒具

マフラー・手袋は華美なものでなければ使用してもよい。

靴 下

靴下の色は、白色、黒色、紺色等地味な色とする。

靴

黒短靴又は白を基調とした運動靴とする。

4. 礼 儀

節度ある礼儀は他人に対する尊敬の念の表現であるとともに、またそれを通して自らの人格を高めるものである。本校生徒は学校の内外を問わず平素礼儀を重んじ、作法をよくわきまえて、行動することが大切である。

- 1 校内で来客にあったときは、礼を失しないよう心がけること。
- 2 校長室、職員室などに入出入りする場合は礼をするよう心がけること。
- 3 授業中に教室を出入りするときは、必ず授業担当者の許可を受けなければならない。
- 4 授業前後に号令によって行う礼は整然とした態度で、いっせいに正しく行うこと。
- 5 人と応対談話するときは、言語態度に気をつけて丁重にするよう心がけること。
- 6 講演、訓辞等を聞く場合は、姿勢を正しく、静粛にしなければならない。

5. 風 紀

学校は共同の生活の場である。他人に迷惑をかけ、他人の権利を侵すようなことがあってはならない。本校生徒は常に自覚と誇りをもち、職員の指示には素直に従い、種々の規則を守らねばならない。

(一般)

- 1 健全な交友関係を育て上げるよう努力すること。
- 2 男女の交際は、その特性を理解し、正常さを失ってはならない。
- 3 生徒相互間でみだりに金銭物品の貸借をしないこと。
- 4 次の各項は厳禁する。
 - (1) 暴力行為、強要、飲酒、喫煙などの行為。
 - (2) 身分証明書、通学定期などを他人に貸与する行為。
 - (3) 身分を詐称する行為。

(校内)

- 1 始業時より放課後までは、関係職員の許可を得ずに、校外に出てはならない。
- 2 校舎内外は勉学のあることを常に念頭におき、静粛にして秩序正しくすること。
- 3 理由なく清掃当番を怠ってはならない。もし事情がある場合は、その理由を担当職員に届け出て許可を受けること。
- 4 校舎、校具を愛護し、故意に破壊したり、汚損したりしてはならない。もし破損した場合は直ちに学級担任に届出てその指示をうけること。また校具を使用したときは、必ず所定の場所に戻しておくこと。
- 5 弁当は必ず所定の場所で定時に食べること。
- 6 校内食堂を利用する者は、使った食器を必ず片付けること。
- 7 事務室、休憩室その他関係のない室や場所にみだりに出入りしないこと。
- 8 窓外の通行者に不快な感じを与えるような言動は慎むこと。
- 9 他人の自転車、教科物件等の無断借用はしないこと。
- 10 金銭、物品等の拾得紛失の場合は、必ず関係職員に届け出ること。
- 11 部室は常に清潔、整頓を心がけ、その使用は放課後、部活動のみに限り、関係外の私物を置

いたり、部員外の者が出入りしたりしてはならない。

(校外)

- 1 外出の際は必ず保護者の許可をうけ、本校生徒としてふさわしい服装をすること。
- 2 夜間外出については特に注意し、午後 11 時以後については保護者同伴でなければならない。外泊は原則として禁止する。
- 3 修学上好ましくない場所、例えば酒場、パチンコ店、インターネットカフェ、その他香川県青少年保護育成条例で規制されている場所等への立ち入りは禁止する。
- 4 アルバイトは原則として禁止する。長期休業中は職種や就労時間を制限して許可する。

6. 出 欠 席

- 1 正当な理由のない欠席、遅刻、欠課、早退は許されない。
- 2 欠席の場合は必ず事前に学校へ連絡を取り、その理由を届け出ること。
- 3 遅刻の場合はすみやかにその理由を生徒指導部備え付けの用紙に記入し、それを持って教室へ入室すること。
- 4 欠課、早退の場合は学級担任にその理由を届け出て許可をうけること。
- 5 忌引の場合はその理由を学校へ届け出ること。また、忌引の取り扱いをうける日数は次の通りとする。父母・・・7 日、 祖父母、兄弟姉妹・・・3 日、その他特別の関係にある親族は 1 日以内とする。また、遠隔地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

7. 願および届

- 1 願書および届書は生徒指導部備え付けの用紙により学級担任を通じて校長に提出すること。
- 2 学校の内外を問わず次の場合は、その目的、方法、責任者等を記載し、校長の許可を受けなければならない。
 - (1) 宿泊をとまなう旅行
 - (2) 団体での旅行、または野外活動への参加
 - (3) アルバイト
 - (4) 秋祭り等の行事への参加
 - (5) 回覧、印刷物の配布、署名活動
 - (6) 運転免許の取得および自動車学校への入校
- 3 退学、転学、休学、復学の場合は学校所定の願書にその理由を記し、保護者から提出する。
- 4 病気のため体育、実習等の見学をしようとするときには、その都度授業担当者に届け出ること。
- 5 入学試験、採用試験等の場合は、あらかじめ届け出ること。
- 6 自己および同居者、または付近居住者等が感染症にかかったり、その疑いがあったりする場合は、すみやかに届け出ること。
- 7 自己または保護者の住所、身上に異動が生じた場合、また家庭に重大な事故があった場合は、すみやかに学級担任に届け出ること。

8. 交通安全

自己および他人の生命を尊重保持することは、社会生活の基本的な重要事項である。本校生徒は常に交通法令、交通道德をよく守り、交通違反、交通事故を起こさないようにしなければならない。

1 生徒は通学の途上、次の事項を厳守すること。

- (1) 歩行者は道路の右側端を歩行し、他の交通の妨げとならぬよう注意する。
- (2) 自転車通学者は、雨天時は必ず雨合羽を着用すること。
- (3) 自転車通学者は、左側端を1列で進行し、並進しない。
- (4) 自転車通学者は、学校指定のステッカーを後部泥除けに貼付する。
- (5) 自転車通学者はかばん類を荷台にくくりつけるか、かごに入れる。
- (6) 自転車通学時の冬季の手袋は、地味な色のものを使用すること。
- (7) 原動機付自転車での通学は禁止する。ただし、特別な事情がある場合は所定の会議を経て、条件付きで校長が許可する。
- (8) 列車等の交通機関で通学するものは、車内道德をよく守り係員の指示に従い、定期券使用上の注意をよく守る。

2 運転免許の取得については次の事項を厳守すること。

- (1) 1, 2年生は一切の運転免許の取得を禁止する。ただし、特別な事情がある場合は所定の会議を経て、条件付きで校長が許可する。
- (2) 3年生については条件を付けた上で、二輪車（原付）の運転免許の取得と運行の許可および、普通自動車運転免許取得のための自動車学校入校許可を与える。ただし、普通自動車運転免許の学科試験は本校卒業後受験するものとする。
 - ① 運転免許の取得については「事前指導」、「許可基準」などの条件を満たした者に限り、保護者からの申請があれば校長が許可を与える。
 - ② 二輪車の運転免許取得は原動機付自転車に限る。
 - ③ 原付の免許取得および普通自動車免許取得のための自動車学校入校は本校指定の期日とする。
 - ④ 原付の運転については校則及び生徒心得など遵守事項を厳守する。また、その際には運転免許証とともに運転許可証を必ず携帯する。
 - ⑤ 交通違反、交通事故を起こしたときには、速やかに学校へ連絡する。
 - ⑥ その他、詳細については「本校の運転免許について」（冊子）を参照すること。

9. 健康

健康は幸福の第一歩である。常にこれに対する理解を深め、健康の保持増進と体力の向上に努め、健全なる心身を育成することが大切である。

- 1 常に健康の管理と増進に留意し、心身ともに健全な発育をはかること。
- 2 健康診断は必ず受診し、その結果に従って早期に適切な治療を受けること。
- 3 学校管理下で負傷した場合、医療費請求を行えるので、所定の手続きを行うこと。

10. 安全

自己及び他人の生命を尊重、保持することは社会生活の基本的な重要事項である。生徒は常にこの安全保持の精神を養い、その知識、習慣、技術適応性を身につけ、災害からの安全保持に努力すべきである。

- 1 校内外を問わず常に自他の安全保持に留意して行動するよう心がけること。
- 2 実験、実習、体育の実技の際は特に細心の注意をはらい、授業担当者の指示に従って自他の危害を防止しなければならない。
- 3 部活動において生徒は顧問の指示に従い、事故が起きないように注意をはらう。事故があった場合は直ちに応急処置をするとともに、速やかに関係職員に報告すること。
- 4 実験実習等においては事故に留意し、授業担当者の指示に従うこと。
- 5 火災・地震等の発生時の処置、避難については別に定める防災計画によるものとする。

11. 進路

高等学校に入学した目的の一つは、将来社会において果たさなければならない使命を自覚し、個性に応じた進路を決定することにある。

- 1 自分の進路についてはできるだけ早くこれを決めることが望ましい。就職、進学の違い、就職するとすればどのような業種、職種を選ぶべきか等、入学当初よりこれを考えていかなければならない。
- 2 進路を決定するには学業成績、人物、家庭での会話、健康状態、友人関係、趣味特技等、あらゆる面から適性を知る必要がある。
- 3 進路については家族、教員、卒業生、友人などから意見を聞いたり、また種々の検査等によって正しい判断をしなければならない。
- 4 進路はホームルーム活動の一分野でもある。正しい職業観の確立、進路情報の入手、面接の要領、自己開発など、ホームルームを通じて身につけるよう常に心がけることが必要である。また進路に関する資料は各科職員室のほか進路相談室に常備されているからそれらを利用すること。
- 5 各自の進路計画を達成するために、日頃から就職・進学先を調べたり、授業を中心に真面目に学習に取り組まなければならない。
- 6 就職・進学先が決定後も学力の充実と健康に留意するとともに、内定会社等に関連ある事柄の学習を行うなど、積極的に学校生活をおくるよう心がけること。

12. その他の事項

- 1 学校のチャイムは、授業の予鈴、開始および終了の合図である。緊急集合は放送、その他の方法によって連絡する。
- 2 災害等による交通途絶の際は学校に連絡し、指示を受けること。

13. 付記（卒業後のこと）

1 卒業後は次の各項を守ることを望む。

- (1) 同窓会員としてその規約に従い、学校の発展に協力し、会員相互の親睦をはかるよう努力すること。
- (2) 常に本校卒業生としての誇りを持ち、本校の名を汚すことのないように社会生活、勤務態度等を厳正にし、努力すること。
- (3) 学校からの照会に対しては直ちに回答するように望む。
- (4) 学校に依頼事項のある場合、および学校の指導を請う場合はなるべく本人が申し出ること。
- (5) 学業成績証明、卒業証明書等の書類を請求する場合は、その理由を明記し規定の手数料を添え、発行希望日に間に合うよう余裕をもって事務室に連絡すること。
- (6) 次の場合は学校に連絡すること。
 - ① 上級学校等への入学、その学校の卒業、または退学の場合。
 - ② 就職、転職、退職等の場合。
 - ③ 氏名、住所等の身上異動の場合。
 - ④ 本校生徒についての善行等を知った場合。

附則 この心得は2011（平成23）年4月1日より施行する。

附則 この心得は2014（平成26）年4月1日より施行する。